

出店・出品者の募集について

遠軽IC道の駅検討協議会事務局では、「遠軽 森のオホーツク」の開業に向けて、遠軽・オホーツクを全国にアピールし、末永く皆様に愛され親しまれる施設とするために、食の提供、物産品及び農・海産物等の販売におけるルールを定め、出店・出品者を募集します。

つきましては、次のとおり募集要項の一部を掲載しますので、出店・出品を希望する方は、5月10日（金）までに必要書類を添えてご応募ください。

（仮称）道の駅 遠軽 森のオホーツク出店・出品者募集要項【抜粋】

■施設概要

施設名称	（仮称）道の駅 <small>えんがる もり</small> 遠軽 森のオホーツク	
所在地	紋別郡遠軽町野上150番地1	
設置者	遠軽町	
管理運営	指定管理者（一般社団法人えんがる町観光協会）	
開業予定	2019年12月ロジリニューアルオープン（スキー場営業開始に合わせる） 道の駅全体オープン（高規格道路 旭川・紋別自動車道遠軽ICの開通に合わせる）	
敷地面積	約21,000㎡	
建築面積	約1,035㎡	
延床面積	約1,619.71㎡（1階：約844.40㎡ 2階：約775.31㎡）	
駐車台数	小型車用178台、身障者用4台、大型車用9台、二輪車用10台、 電気自動車等充電設備1台	
営業時間	午前9時～午後6時（スキー場の冬期営業期間中ロジ部分は午後9時まで予定）	
募集業種	出店者（テナント）	軽食コーナー（施設2階） 屋外店舗スペース（駐車場横露店ブース）
	出品者（商品納入）	特産品販売施設（施設1階）
その他	1階フードコートについては指定管理者の直営とする	

※新元号未発表のため、西暦で表記しています。

■共通事項

①	道の駅をはじめ遠軽町の魅力向上のため、「おもてなし」の心を持った、優良なサービスを継続的に提供すること。
②	営業面において自己の利益追求だけでなく、町全体の利益も考え、「おいしいもの」、「良いもの」であることはもちろん、遠軽・オホーツクの素材を多く活用し「ここにしかないもの」、「遠軽町の目玉となるもの」を開発、提供する意気込みがあること。
③	指定管理者の指導・助言に従うとともに、他の出店・出品者等との協調・協力を図ること。
④	継続的な遠軽町民の雇用を前提とし、専門性が必要な場合においても、最大限配慮すること。
⑤	各種イベントの企画、実施等にも積極的に協力すること。
⑥	市街地飲食店及び丸瀬布・白滝を含む近隣道の駅との連携や一定の住み分けを図ること。
⑦	店舗の外観等は指定管理者の指導・助言のもと、一定の水準を満たすものであること。 ※屋外店舗スペースのみ

■募集概要

	軽食コーナー	屋外店舗スペース	特産品販売施設	
			物販	直売
基本事項	◇町内に本店事業所を有する法人または町内に住所を有する個人・団体を優先する。ただし、町内からの出店・出品希望がない場合や、一定レベル以上のもの（味やサービス等）を提供できないと判断した場合、その他指定管理者が認める場合についてはこの限りでない。 ◇遠軽・オホーツクの素材を活用した商品を販売する（食事、テイクアウト可能な軽食・喫茶・スイーツ、物産品、農・海産物ほか）			
概要	◇出店者の募集を行い指定管理者が選定した業者が入居する ◇フードコートのメニューとのすみ分けを図り、スキーマメニュー（ラーメン、カレー、丼物等）を中心に提供する ◇主に12月～3月の営業を前提とする	◇出店者の募集を行い指定管理者が選定した業者が入居する ◇フードコート及び軽食コーナーのメニューとのすみ分けを図る ◇指定管理者が考えるメニューについての提案型オファーを受けて提供する ◇通年での営業を前提とする	◇出品者は登録制とした中で出品者から出品依頼のあった商品を指定管理者が選定し委託販売を行う ◇指定管理者が指定する出品者の一部商品については金額等を調整の上、買い取りすることとし、応募書類の省略も可とする ◇賞味期限、消費期限を考慮し商品の種類により手数料は変動するものとする（委託・買い取り・町内・町外・食品・非食品ほか） ◇町内の出品者からの出品を原則とするが、指定管理者が認めるものについてはこの限りでない ◇通年での営業を前提とする	
区画	1区画 (約20㎡×1)	露店ブース 最大4区画 (約20㎡×4)		
利用期間	12月～3月 (1年更新)	通年 (1年更新)	通年 (随時更新)	
利用料 (月額)	40,000円 ※別途共益費 20,000円	業種別の売上額に対する算出 ①飲食施設 20%以内 ②物販施設 15%以内 ③その他施設 20%以内	区分別の売上額に対する算出 菓子・加工品 35%以内 食品 40%以内 雑貨 50%以内 酒類 20%以内 その他 50%以内	区分別の売上額に対する算出 農・海産物 15%以内 その他 50%以内
手数料			ラベルシール 1枚2～3円 ※商品情報及びバーコード等印字	
直接費 (月額)	各自負担 ※電気・上下水道料金負担（ガスなし）			
店舗の造作費 及び設備費	遠軽町設置	各自負担 (電気・給排水の取出あり)		
受付期間	2019年2月1日（金）～2019年5月10日（金）			
決定時期	2019年6月以降（書類審査及び必要に応じた面接審査等により決定）			
入居	2019年11月以降（予定）			

※利用料の割合等の目安については個別に対応しますので、別記問合せ先までご連絡ください。
なお、出店・出品者の決定以降に割合を見直すことがありますので、ご了承ください。

■応募書類

	軽食 コーナー	屋外店舗 スペース	特産品販売施設	
			物販	直売
出店・出品申込書（様式第1号）	○	○	○	○
出店・出品希望者概要書（様式第2号）	○	○	○	○
代表者履歴書（任意様式、写真貼付）	○	○		

代表者住民票抄本（発行から3か月以内）	○			
出店計画書（様式第3号）	○	○		
定款の写し及び会社登記簿謄本（法人のみ）	○	○		
貸借対照表及び損益計算書（直近3年分）	○			
所得税または法人税申告書の写し	○	○		
所得税または法人税の納税証明書	○	○	○	○
市町村民税または法人市町村民税の納税証明書	○	○	○	○

■欠格事項

次のいずれかに該当する場合は応募資格がありません。

①	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きをしている者。
②	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きをしている者。
③	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者。
④	成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）。
⑤	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
⑥	懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者。
⑦	国税、都道府県税及び市町村民税などを滞納している者。

■その他

その他の詳細は、下記を参照してください。

「（仮称）道の駅遠軽森のオホーツク出店・出品者募集要項」 [こちら](#) から

「募集要項別紙（施設配置図ほか）」 [こちら](#) から

「（様式第1号）出店・出品申込書」 [PDF](#)・[Word](#)・[記入例（出店）](#)・[記入例（出品）](#)

「（様式第2号）出店・出品希望者概要書」 [PDF](#)・[Word](#)・[記入例（共通）](#)

「（様式第3号）出店計画書」 [PDF](#)・[Word](#)・[記入例（出店）](#)

■応募先・問合せ先

一般社団法人えんがる町観光協会

電話：0158-42-8360（担当：佐藤）

住所：〒099-0414 紋別郡遠軽町南町3丁目2番地224

電子メール：niji@engaru-kankou.jp

ホームページ：<http://www.engaru-kankou.jp>